

環境デュー・ディリジェンス関連の 海外法規制やガイダンスに関する最新動向

令和3年3月

2011年に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が、人権尊重を企業責任とする国際規範を明確化し、人権侵害リスクを特定・防止する手段としてデュー・ディリジェンス（以下「DD」という）プロセスの実施を求めるようになった前後から、企業に実質的にDDの実施を求める法規制等が欧州を中心に制定されはじめ、その流れは現在も続いています。

2020年度には、欧州において、既に適用されている「木材」や「紛争鉱物」等の特定テーマだけではなく、より広範な環境分野や、人権リスクの一部としての環境リスクを対象に、バリューチェーン全体でのDD実施を義務付ける法規制を検討する動きが相次ぎました。本資料では、そのような環境DD関連の海外法規制に関する最新動向（2021年3月末時点）を紹介します。

加えて、新たに環境DDに取り組もうと考えている事業者が参考にできる、国際機関や民間によるガイダンスの概要を紹介します。

目次

I. 本資料で扱う海外法規制	2
① EU：欧州委員会によるサステナブル・コーポレート・ガバナンス指令案	3
② EU：欧州議会による人権・環境デュー・ディリジェンスの義務化を求める決議	4
③ EU：欧州議会による森林デュー・ディリジェンスの義務化を求める決議	5
④ フランス：企業注意義務法	6
⑤ スイス：紛争鉱物・児童労働デュー・ディリジェンスの義務化	7
⑥ ドイツ：サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの義務化法案	8
⑦ 英国：森林デュー・ディリジェンス実施の義務化法案	9
II. 本資料で扱うガイダンス	10
① OECD：責任ある企業行動に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンス	11
② 国連グローバル・コンパクト：サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践ガイド	12
③ ISO：ISO 20400:2017（持続可能な調達に関するガイダンス）	13
④ Responsible Business Alliance（RBA）：サプライチェーンにおける責任ある企業行動のデュー・ディリジェンスに関する実践ガイド	14

I. 本資料で扱う海外法規制

	国・地域	法規制等の名称	年月	概要
①	EU	サステナブル・コーポレート・ガバナンス指令案	20年10月～ 21年2月 (パブコメ実施)	<ul style="list-style-type: none"> EUの行政機関である欧州委員会が、「サステナブル・ファイナンス行動計画」の一環として、サステナブル・コーポレート・ガバナンスを促進する法規制の導入を検討中。 規制内容は未定だが、EUで事業活動を行う EU域外企業に対しても人権・環境DDの実施を義務付けることを想定している。
②	EU	人権・環境DDの義務化を求める決議	21年3月 (決議採択)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会での法規制の検討と並行して、立法機関である欧州議会が、欧州委員会に対して、企業による バリューチェーンに関する人権・環境DDの実施を義務付ける法規制を策定するよう要請。 規制内容は提案段階だが、 EU域外企業も対象とするよう要請。
③	EU	森林DDの義務化を求める決議	20年10月 (決議採択)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全施策の一環として、EUの立法機関である欧州議会が、行政機関である欧州委員会に対して、 バリューチェーン上の森林減少・劣化を最小化するためのDDの実施を義務付ける法規制を策定するよう要請。 規制内容は提案段階だが、 EU域外企業も対象とするよう要請。
④	フランス	企業注意義務法	17年2月 (制定)	<ul style="list-style-type: none"> フランスで事業活動を行う一定規模以上の企業（フランス国外企業を含む）に対して、自社や子会社、委託先業者、サプライヤーの活動による 人権侵害や環境破壊の特定・防止に関する「注意義務計画」の確立、実施、公開とともに、その 実施に関する年次報告書の作成を義務付け。
⑤	スイス	非財務情報の開示と紛争鉱物・児童労働DD実施の義務化	20年11月 (制定)	<ul style="list-style-type: none"> 広範な人権・環境DDの実施義務化と企業の責任条項を含む法案は国民投票で否決されたものの、一定規模以上の スイス企業に対する 非財務情報（環境分野やDDプロセスを含む）の開示義務化と、関連企業に対する紛争鉱物・児童労働DD実施義務化を導入。
⑥	ドイツ	サプライチェーンにおけるDD義務化法案	21年3月 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の ドイツ企業に対して、サプライチェーン上の人権侵害及び 人権侵害につながる可能性のある環境リスクに関するDDの実施と情報開示を義務化する予定。
⑦	英国	森林DDの義務化法案	21年1月～ (審議中)	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全施策の一環として、英国で事業活動を行い特定の森林リスク商品を扱う大企業（大臣が後に規定）に対して、 サプライチェーン上の違法な森林減少を防止するためのDDの実施と情報開示を義務化する予定。

① EU：欧州委員会によるサステナブル・コーポレート・ガバナンス指令案

年	・2020年10月26日～2021年2月8日にパブリックコメントを実施
目的・概要	・欧州の「サステナブル・ファイナンス行動計画」に基づき、 取締役の注意義務規定とDDの実施義務化 から成る「サステナブル・コーポレート・ガバナンス指令」を検討するもの。
対象企業案	・検討中 ※EU域内で事業活動を実施している第三国企業への適用や、中小企業の負担軽減（対象から除外する、実施要件を緩和する/等）についても検討中。
対象分野案	・検討中 ※人権（労働者の基本的権利や労働条件）、地域社会の利益・先住民や脆弱なグループの権利、 気候変動の緩和、自然資本 （生物多様性の損失、土地・生態系の劣化、大気・土壌・水質汚染、資源・原材料の効率的利用、有害物質・廃棄物）の4分野を想定。
要求事項案（概要）	・検討中 ※パブコメ文書では、以下の5つのアプローチを選択肢として検討中。 ① 分野横断的な原則ベースのアプローチ ② 分野横断的な最小要件を規定するアプローチ ③ 分野横断的な最小要件に加えて、環境分野に追加的な要件を規定するアプローチ ④ セクター固有のアプローチ ⑤ 分野別アプローチ
開示義務案	・言及無し
処分・罰則案	・検討中 ※パブコメ文書では、DD義務の不履行による損害責任・補償に関する司法執行、罰金等を伴う当局による監督を選択肢として検討中。
備考	・欧州委員会は、パブリックコメントの結果を踏まえつつ、2021年第2四半期に指令案を公表する予定。 ・EUの行政機関である欧州委員会による検討と並行して、首脳機関である欧州理事会や立法機関である欧州議会からも、持続可能なビジネス行動の一環としてDDの基準策定や実施義務化を求める動きがある。 ➢ 欧州理事会は、2020年12月1日、欧州委員会に対して2021年中に持続可能なグローバルサプライチェーンの構築及び人権・社会・環境DDに関する基準と透明性の促進に関するEU行動計画の策定を求める決議を採択。 ➢ 欧州議会は、2020年12月17日、欧州委員会に対して持続可能なビジネス行動に関する既存法規制の欠点への対処を求める非立法報告書を採用。同報告書では、DDの実施義務化に関する追加措置導入も要求。

（出所）欧州委員会「Consultation Document Proposal for an Initiative on Sustainable Corporate Governance」、欧州理事会「Council Conclusions on Human Rights and Decent Work in Global Supply Chains」、欧州議会「European Parliament resolution of 17 December 2020 on sustainable corporate governance」に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

② EU：欧州議会による人権・環境デュー・ディリジェンスの義務化を求める決議

年	・2021年3月10日採択
目的・概要	・欧州委員会に対し、企業による バリューチェーン DD の実施を義務化する指令を策定するよう要請 するもの。
対象企業案	・EU域内で設立された企業、およびEU域内で事業活動を行う EU域外の企業 （中小企業は、上場企業または高リスク企業に限定）。
対象分野案	・人権、 環境 、ガバナンス（国際的な認識やEUの目的に照らして、具体的な項目を指定し、定期的な見直しを行う）。
要求事項案 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクベースのモニタリングにより、自らの事業活動や取引が引き起こす、あるいは寄与する人権・環境・ガバナンスへの負の影響を継続的に特定・評価。 ・負の影響を引き起こさない、または寄与しないと判断した場合、リスク評価を含む声明を公表。 ・負の影響を引き起こさない、または寄与しないと判断できない場合、関連するステークホルダーと協議の上で、以下からなる DD戦略を確立。戦略の有効性と適切性は年に1回以上評価。 <ol style="list-style-type: none"> ① 負の影響の重大性、可能性及び緊急性の特定・評価 ② バリューチェーン上の子会社、サプライヤー、ビジネスパートナーの情報（名称、所在地、供給される製品・サービス等） ③ 負の影響を停止、防止、または軽減するための方針及び措置 ④ すべての負の影響に同時に対処できない場合の優先順位付け ⑤ DD戦略と事業戦略・方針との整合性に関する説明 ・負の影響の可能性と重大性や、自社のセクター、規模、資源、能力、バリューチェーンの規模・長さの状況に応じたバリューチェーン DD を実施。 ・契約、行動規範、監査等により、子会社や取引先の遵守を確保・確認。 ・「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した苦情処理メカニズムを確立。 ・事業者が負の影響を引き起こした、または寄与した場合、影響を受けるステークホルダーと協議の上で救済策を決定（補償、公式な謝罪、返還、回復、調査への貢献など）。
開示義務案	<ul style="list-style-type: none"> ・DD戦略は事業者のウェブサイト上で公表するとともに、労働者、事業関係者、監督当局に提示。 ・苦情処理メカニズムを通じて提起された懸念を公表し、その進捗状況を定期的に報告。
処分・罰則案	・当局調査の結果発見された不遵守には 改善措置を指示 、不可逆的な害が生じる可能性がある場合は事業の一時停止命令も可能。罰則内容は各EU加盟国が規定（罰金、公共調達・補助からの除外、商品の差し押さえなど）。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国にセクター別又はセクター横断の行動計画の自主的な策定を奨励。 ・欧州委員会にOECDとの協働で拘束力の無いガイドラインの策定を要請。

（出所）欧州議会「European Parliament resolution of 10 March 2021 with recommendations to the Commission on corporate due diligence and corporate accountability (2020/2129(INL))」に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

③ EU：欧州議会による森林デュー・ディリジェンスの義務化を求める決議

年	・ 2020 年 10 月 22 日採択
目的・概要	・ 欧州委員会に対し、企業による <u>サプライチェーン上の森林 DD 実施を義務化する規則を策定するよう要請</u> するもの。
対象企業案	・ 特定の森林及び牛熊系リスク商品 (FERCs) を EU 市場に輸入するすべての企業とそれらの企業に資金を提供する金融機関。 <u>EU 域外の企業を含む</u> 。
対象分野案	・ 生産時に森林及び生態系の減少・劣化や人権侵害を引き起こす <u>FERCs と関連商品</u> (パーム油、大豆、肉、革、カカオ、コーヒー、ゴム、トウモロコシ等)
要求事項案 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の内容を含むリスクベースの DD の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>バリューチェーン全体のマッピング</u> (FERCs 生産地等の情報収集) ② <u>森林及び生態系に対するリスクの特定・評価、優先順位付け</u> ③ <u>特定・評価されたリスクの防止、軽減</u> ④ 森林及び生態系の減少・劣化や人権侵害を引き起こした、または寄与した場合、<u>事業またはその一部を停止</u> ⑤ DD システムの実施と有効性に関する<u>モニタリングと継続的な改善</u> ⑥ <u>第三者認証制度</u>による DD システムの補完・保証 ・ 事業による影響を受けた、あるいは影響を受ける可能性のある<u>ステークホルダーとは、適切かつタイムリーに協議</u>を実施。DD の定義と実施にはステークホルダーの視点を考慮。 ・ 森林及び生態系や人権侵害に関するリスクについてステークホルダーが事業者へ通知するための<u>早期警戒メカニズムを確立</u>。
開示義務案	・ DD と協議のプロセス、特定されたリスク、リスクの分析・軽減及び修復の手続き、それらの実施と結果に関する <u>年次報告を一般に公表</u> 。
処分・罰則案	・ DD を実施せずに森林及び生態系の減少・劣化や人権侵害を引き起こした場合は、回復費用の負担、商品の押収、認可の取消、公共調達からの除外、刑事罰などを科す (加盟国が各国法で規定する)
備考	・ 欧州委員会に法的義務の遵守を促進するためのガイドラインとガイダンスの策定、FERC に関するホットスポット分析の実施を要請。

(出所) 欧州議会「European Parliament resolution of 22 October 2020 with recommendations to the Commission on an EU legal framework to halt and reverse EU-driven global deforestation (2020/2006(INL))」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

④ フランス：企業注意義務法

年	・ 2017年2月21日制定
目的・概要	・ 商法（L. 225-102-3条）を改正し、一定規模の企業に対して、 人権侵害・環境破壊に関する「注意義務計画（Vigilance plan）」の確立、実施、公開及び注意義務計画の実施に関する年次報告書の作成を義務付けるもの。
対象企業	・ フランスに本社があり、連続する2事業年度末の従業員が連結ベースで5,000人以上の企業 ・ フランスで操業しており、従業員が連結ベースで10,000人以上の企業
対象分野	・ 人権及び基本的自由、人々の健康及び安全、 環境
要求事項（概要）	・ 以下の内容を含む「 注意義務計画 」の 確立と実施 。 ① リスクの特定、分析、優先順位付けのためのリスクマッピング ② リスクマップに基づき、取引関係のある子会社、委託先業者、サプライヤーの状況を 定期的に評価するための手続き ③ リスクの緩和や深刻な権利侵害を防止 するための適切な手段 ④ 当該企業の労働組合代表との共同の下に設置される、潜在的または実際の リスクに関する報告を収集する警戒メカニズム ⑤ 実施された措置を モニタリング し、その 実効性を評価するシステム
開示義務	・ 商法（L. 225-100-1条の第2段落）で言及される年次の経営報告において、 注意義務計画とその効果的な実施に関する報告 を公表。
処分・罰則	・ 要求事項を遵守するよう正式に通知された企業が通知から3か月以内に遵守しない場合は、裁判所が必要に応じて罰金を科した上で、義務を遵守するよう命令を出す。 ・ 要求事項を遵守せずに人権侵害や環境破壊を引き起こした場合、遵守によって防止できたであろう損害を賠償する。

（出所）フランス政府「LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (1)」に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

⑤ スイス：紛争鉱物・児童労働デュー・ディリジェンスの義務化

年	・2020年11月29日、国民投票の結果を受けて正式に制定
目的・概要	・債務法を改正し、一定規模の企業に対して、 DDプロセスを含む非財務情報の開示、ならびに紛争鉱物・児童労働DDの実施と情報開示を義務付けるもの。
対象企業	<p><非財務情報の開示></p> <ul style="list-style-type: none"> ①公益企業、②2事業年度平均で連結ベースの従業員が500名以上のスイス企業、③2事業年度連続で連結ベースの資産合計が2,000万スイスフラン以上、または連結ベースの売上高が4,000万スイスフラン以上のスイス企業 <p><DDの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争鉱物の加工・流通に関わる、または児童労働に関する十分な疑いのある商品・サービスを提供するスイス企業
対象分野	<p><非財務情報の開示></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の発展、業績、地位及び事業活動の影響を理解するために必要な範囲 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ビジネスモデルの概要 ➢ CO₂目標を含む環境、社会・従業員、人権尊重、腐敗防止・贈収賄に関する方針。実施したDDのプロセスを含む。 ➢ 方針を実現するための措置及び有効性の評価 ➢ CO₂目標を含む環境、社会及び従業員、人権尊重、腐敗防止・贈収賄に関する主要なリスク及びその管理方法。 ➢ 非財務的な主要パフォーマンス指標 <p><DDの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）、児童労働
要求事項 (概要)	<p><DDの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の要素からなるDDの実施。 <ol style="list-style-type: none"> ① 紛争鉱物・児童労働に関する方針とサプライチェーンのトレーサビリティを確立するためのシステム ② サプライチェーン上のリスクの特定・評価、リスク管理計画、リスクを最小限に抑えるための措置 ③ 第三者によるDD実施義務の遵守に関する検証
開示義務	・非財務情報及び紛争鉱物・児童労働DDの実施状況は 毎年報告 し、10年以上一般公開されなければならない。
処分・罰則	・非財務情報及び紛争鉱物・児童労働DDの実施状況に関する報告の虚偽記載及び保管・文書化義務違反に対し、故意の場合は10万スイスフラン以下、過失の場合は5万スイスフラン以下の罰金を科す。
備考	・鉱物の年間輸入量が一定量より少ない企業、中小企業や児童労働リスクの低い企業、OECDガイダンス等の国際基準を遵守している場合は、DDの実施・報告義務を免除される（詳細な条件は今後決定）。

(出所) スイス政府「Code des obligations (Contre-projet indirect à l'initiative populaire «Entreprises responsables – pour protéger l'être humain et l'environnement»)」に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

⑥ ドイツ：サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの義務化法案

年	・ 2021 年 3 月 3 日閣議決定
目的・概要	・ 一定規模の企業に対して、サプライチェーン上の 人権・環境 DD の実施と情報開示を義務付けるもの。
対象企業案	・ ドイツに本社があり、連結ベースの従業員が 2023 年時点で 3,000 人以上、2024 年 1 月時点で 1,000 人以上の企業
対象分野	・ 人権侵害及び 人権侵害につながる可能性のある環境リスク （土壌・水質・大気の汚染、有害な騒音、過剰な水消費、生計確保に必要な土地・森林・水域の取得・開発・不法な剥奪や立ち退き）
要求事項案（概要）	<p>・ 以下の要素からなる人権・環境 DD の実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① リスク管理システムの確立（リスクの特定、責任の明確化、経営者への年 1 回以上の定期報告など） ② 定期的なリスク分析の実施、優先順位付け ③ 「人権戦略」に関する方針の策定（DD プロセス、特定したリスク、自社とサプライヤーに対する人権・環境要件を含まなければならない） ④ 自社及び直接サプライヤーにおける予防措置（人権戦略の実施、適切な調達方針と慣行の策定・実施、研修、遵守状況の検証など）の確立と有効性の評価 ⑤ 負の影響を引き起こした、または寄与した場合の救済措置の実施と有効性の評価 ⑥ 苦情処理メカニズムの確立 ⑦ 間接サプライヤーのリスクに関する DD の実施 ⑧ DD 実施に関する文書化（7 年以上保存しなければならない）
開示義務案	<p>・ リスク特定の有無、特定されたリスク、DD の実施事項、対策の影響と効果に関する評価、評価を踏まえた今後の対策について、年次報告書を作成し、7 年以上自社のウェブサイト上で公表しなければならない。</p> <p>・ 苦情処理の手続きは明確かつ分かりやすく開示しなければならない。</p>
処分・罰則案	<p>・ 故意または過失により、上記の義務に違反した場合、罰金（最大 80 万ユーロ、ただし平均年間売上高が 4 億ユーロ超の企業の場合は最大で平均年間売上高の 2%）や公共調達からの除外といった行政処分の対象になりうる。</p>

（出所）ドイツ政府「Referentenentwurf des Bundesministeriums für Arbeit und Soziales Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

⑦ 英国：森林デュー・ディリジェンス実施の義務化法案

年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年11月27日、英国議会庶民院委員会が法案を採択 ・ 2021年1月26日、英国議会庶民院へ法案を報告
目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境を改善するための目標、計画、方針を規定する環境法案において、サプライチェーン上の森林 DD 実施を義務化する措置を導入するもの。
対象企業案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国で操業し、特定の森林リスク商品を扱う大企業（大臣が後に定める規則により、売上高や商品の取扱量で判断）
対象分野案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産時に森林の農地転換が起きていると考えられる商品及び関連商品（大臣が後に規定） <p>※ パブリックコメント時には、牛肉、カカオ、革製品、パーム油、ゴム、大豆を想定</p>
要求事項案 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法に森林から転換された農地で生産された商品の取り扱いを禁じる。 ・ 上記の商品に関連する DD システムを確立し、実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 森林リスク商品の特定、情報収集 ② 森林リスク商品生産地における、土地の所有・利用等に関する法令違反のリスク評価 ③ 上記リスクの軽減
開示義務案	<ul style="list-style-type: none"> ・ DD システムの確立と実施に関する年次報告を当局に提出し、一般に公表。
処分・罰則案	<ul style="list-style-type: none"> ・ DD を実施せずに商品生産地の法令に違反する森林リスク商品を扱った場合は、民事制裁（定額罰金、裁量的要件、停止通知、規制の自発的執行）を科す。 ・ 民事制裁の不遵守や、当局の妨害または協力への不遵守があった場合は、罰金刑を科す。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣は、後に定める規則により、DD システムにおいて取得する必要がある情報、リスク評価に使用する基準、リスクを軽減する方法を規定できる。

(出所) 英国政府「Bill 220 2019-21 (as amended in Committee)」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

II. 本資料で扱うガイダンス

	機関	名称	年月	概要
①	OECD	責任ある企業行動に関する DD ガイダンス	18 年 5 月 (発行)	<ul style="list-style-type: none"> • DD のための勧告及び関連する規定を平易な言葉で説明し、企業による「OECD 多国籍企業行動指針」の実施を実務的に支援するためのガイダンス。 • 想定利用者は、資本構造、業種、規模に関わらず、「OECD 多国籍企業行動指針」に参加する国で事業活動を行う、または拠点を置くすべての多国籍企業・中小企業で DD 実施の任務に携わる実務担当者。
②	国連グローバル・コンパクト	サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践ガイド	15 年 1 月 (発行)	<ul style="list-style-type: none"> • 企業がサプライチェーン全体で国連グローバル・コンパクトの原則（人権、労働、環境、腐敗防止の 4 分野）を実行し、調達戦略に持続可能性を統合するためのガイド。 • 想定利用者は、あらゆる規模の事業者。ガイドの内容は、可能な限り一次以降のサプライヤーにも適用することを推奨している。
③	ISO	ISO 20400:2017（持続可能な調達に関するガイダンス）	17 年 4 月 (発行)	<ul style="list-style-type: none"> • 「持続可能な調達とは何か」、「調達活動の各側面にわたる持続可能性の影響と配慮とは何か」、「持続可能な調達の実現方法」に関する理解を提供し、持続可能性に関する責任を果たす組織を支援するためのガイダンス。 • 想定利用者は、自らの活動や規模に関わらず、調達に関する決定及びプロセスに関与する、または影響を受けるすべてのステークホルダー。
④	Responsible Business Alliance	サプライチェーンにおける責任ある企業行動の DD に関する実践ガイド	18 年 6 月 (発行)	<ul style="list-style-type: none"> • OECD「責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」を踏まえて、RBA のツール、ベストプラクティス、イニシアティブ、サービスが DD 実施においてどのように役立つか解説するガイド。 • 想定利用者は、RBA 加盟企業など、RBA のツールやイニシアティブを活用して、OECD ガイダンスに沿ったサプライチェーン DD を実施したい企業。

① OECD : 責任ある企業行動に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンス

年	・ 2018 年 5 月発行
目的・概要	・ DD のための勧告及び関連する規定を平易な言葉で説明し、企業による「OECD 多国籍企業行動指針」の実施を実務的に支援するためのガイダンス。
想定利用者	・ 資本構造、業種、規模に関わらず、「OECD 多国籍企業行動指針」に参加する国で事業活動を行う、または拠点を置く <u>すべての多国籍企業・中小企業</u> 。 ・ 対象読者は、企業内でデュー・ディリジェンス実施の任務に携わる実務担当者。
対象分野	・ 責任ある企業行動（RBC）課題：事業、サプライチェーン及びその他ビジネス上の関係と関連する可能性のある人権、雇用及び労使関係、 <u>環境</u> 、贈賄・贈賄要求及び金品の強要の防止、消費者利益、情報開示
実施事項 (概要)	<p><DD の本質的要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防手段である、複数のプロセス及び目的が含まれる、リスクベースである、動的である、責任を転嫁しない、国際的に認められた RBC の基準に関連する、企業の状況に適合させる、ビジネス上の関係における制約に対処できる、ステークホルダーとのエンゲージメントから情報を得る、継続的なコミュニケーションが必要である <p><DD のプロセス></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 責任ある企業行動を<u>企業方針及び経営システムに組み込む</u>： OECD 多国籍企業行動指針へのコミットメント、RBC に関する期待・方針をサプライヤー等のエンゲージメントに組み込み/等 ② 企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における<u>負の影響を特定し、評価</u>する： サプライチェーン調査、深刻さと発生可能性に基づく優先順位付け/等 ③ <u>負の影響を停止、防止及び軽減</u>する： RBC 課題に対する負の影響を引き起こしている、または助長している活動の停止、悪影響を防止・軽減するための計画を策定し実施/等 ④ <u>実施状況及び結果を追跡調査</u>する： 活動の実施と有効性を追跡、教訓を将来の改善に利用/等 ⑤ <u>影響にどのように対処したかを伝える</u>： DD 方針、プロセス、負の影響を特定し対処するために行った活動とその成果等を外部に伝える ⑥ 適切な場合は<u>是正措置</u>を行う、または是正のために協力する： 企業が負の影響の原因となったり助長していることが判明した場合には是正措置を行う又は是正のために協力する、苦情処理メカニズムを提供する又は仕組みに協力する/等
開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報開示は DD の<u>実施プロセスの一つ</u>に位置付けられている。 ・ コミュニケーションの形態として、「面談」「オンライン上の対話」「権利保有者との協議」「公的報告書（年次報告書等）」「監査又は評価に関する調査結果を労働組合と共有」「適切な仲介者を通じた方法」が挙げられている。

(出所) OECD 「OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

② 国連グローバル・コンパクト：

サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践ガイド

年	・ 2015 年発行（第 2 版）
目的・概要	・ 企業がサプライチェーン全体で国連グローバル・コンパクトの原則を実行し、調達戦略に持続可能性を統合するためのガイド。
想定利用者	・ あらゆる規模の事業者。 ・ ガイドの内容は、可能な限り一次以降のサプライヤーにも適用することを推奨。
対象分野	・ 国連グローバル・コンパクトの 10 原則が対象としている、人権、労働、 <u>環境</u> 、腐敗防止の 4 分野。
実施事項 (概要)	<p>・ サプライチェーンにおける持続可能性を達成するための具体的な手順として、下記 5 つのステップを推奨。</p> <p>※ただし、これらは順番通りに進むわけではないこと、基盤として「ガバナンス」「透明性」「エンゲージメント」が不可欠であることに言及している。</p> <p>① <u>コミットメント</u>： ビジネス推進力（関連リスク、効率性の実現、持続可能性を通じた成長）の理解、リスク・機会評価を通じた状況の理解、ステークホルダーからの期待事項の理解、持続可能性に関するビジョンと目的の確立、持続可能な調達方針と DD プロセスの策定、行動規範の策定/等</p> <p>② <u>評価</u>： サプライチェーンマップの作成、負の影響を与えるリスクの特定/等</p> <p>③ <u>定義</u>： 行動規範や契約条項を通じたサプライヤーへの期待事項の伝達、自己評価や監査によるパフォーマンスの評価、サプライヤーの是正・キャパビル/等</p> <p>④ <u>実施</u>： 経営層によるガバナンスとモニタリング、事業部門による横断的な調整、業界での協働、マルチステークホルダーとの協働/等</p> <p>⑤ <u>測定とコミュニケーション</u>： 目標に沿ったデータ収集、サプライチェーンマネジメントの進捗報告/等</p>
開示	<p>・ サプライチェーンマネジメントの進展について報告することを推奨。</p> <p>※開示すべき指標等は指定していないが、一般的に活用されている報告枠組みとして、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）や国際統合報告フレームワークに言及している。</p>

（出所）国連グローバル・コンパクト「Supply Chain Sustainability: A Practical Guide for Continuous Improvement, Second Edition」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

③ ISO : ISO 20400:2017 (持続可能な調達に関するガイダンス)

年	・2017年4月発行										
目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> 以下に関する理解を提供し、持続可能性に関する責任を果たす組織を支援するためのガイダンス。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 持続可能な調達とは何か ➤ 調達活動の各側面にわたる持続可能性の影響と配慮とは何か ➤ 持続可能な調達の実現方法 										
想定利用者	・自らの活動や規模に関わらず、調達に関する決定及びプロセスに関与する、または影響を受けるすべてのステークホルダー。										
対象分野	・組織統治、人権、労働慣行、 環境 、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展										
実施事項 (概要)	<p><経営層レベル></p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な調達へのコミットメント 説明責任の明確化 持続可能な調達と組織の目的・目標の整合 調達の慣行及びサプライチェーンの把握 持続可能な調達の方針の実施 <p><調達部門レベル></p> <ul style="list-style-type: none"> 調達機能の監督 人材の育成（組織文化、業績管理、協働による学習、ガイダンス） ステークホルダーの特定と対応 持続可能な調達における優先事項の設定（調達品の種類、サプライヤー、持続可能性課題ごとのリスク・機会の特定、重要性評価、管理） パフォーマンスの測定 苦情処理メカニズムの確立 <p><担当者レベル></p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な調達戦略の策定（持続可能性に関するリスク/機会の評価、ライフサイクルコストの分析、組織ニーズの分析、市場の分析） 持続可能性に関する要求事項を調達基準へ統合 サプライヤーの選択（サプライヤーの事前審査、入札） 契約の締結、履行状況の管理 契約終了時のレビューと学習 										
開示	<p>・報告は様々レベルで行われ、様々な顧客からサステナビリティデータの提出を求められるサプライヤーを含め、多くのステークホルダーが関与する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>報告レベル</th> <th>報告活動の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部のステークホルダー</td> <td>年次報告、サステナビリティ報告</td> </tr> <tr> <td>組織の経営層</td> <td>主要施策の進捗をまとめた経営層報告、ダッシュボード</td> </tr> <tr> <td>調達部門</td> <td>主要施策に関する調達管理報告、サプライヤー・ダッシュボード</td> </tr> <tr> <td>サプライヤー/契約者</td> <td>サプライヤーのパフォーマンスレビュー、契約のKPI</td> </tr> </tbody> </table>	報告レベル	報告活動の例	外部のステークホルダー	年次報告、サステナビリティ報告	組織の経営層	主要施策の進捗をまとめた経営層報告、ダッシュボード	調達部門	主要施策に関する調達管理報告、サプライヤー・ダッシュボード	サプライヤー/契約者	サプライヤーのパフォーマンスレビュー、契約のKPI
報告レベル	報告活動の例										
外部のステークホルダー	年次報告、サステナビリティ報告										
組織の経営層	主要施策の進捗をまとめた経営層報告、ダッシュボード										
調達部門	主要施策に関する調達管理報告、サプライヤー・ダッシュボード										
サプライヤー/契約者	サプライヤーのパフォーマンスレビュー、契約のKPI										

(出所) ISO「ISO 20400:2017(E) Sustainable procurement – Guidance」

④ Responsible Business Alliance (RBA) :

サプライチェーンにおける責任ある企業行動のデュー・ディリジェンスに関する実践ガイド

年	・ 2018 年 6 月発行
目的・概要	・ 「OECD 責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」を踏まえて、RBA のツール、ベストプラクティス、イニシアティブ、サービスが、DD の実施においてどのように役立つか解説するガイド。
想定利用者	・ RBA 加盟企業等、RBA のツールやイニシアティブを活用して、OECD ガイダンスに沿ったサプライチェーン DD を実施したい企業。
対象分野	・ 「OECD 責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」と同一。
実施事項 (概要)	<p>・ 「OECD 責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」が定める DD のプロセスに沿って、RBA が提供しているツールやイニシアティブを紹介。</p> <p><DD のプロセス></p> <p>① 責任ある企業行動を<u>企業方針及び経営システムに組み込む</u> ⇒RBA 行動規範、サプライヤー契約における RBA コンプライアンス等</p> <p>② 企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における<u>負の影響を特定し、評価</u>する ⇒RBA Sensing Survey (サプライチェーン調査)、企業自己診断 (Corporate SAQ)、施設自己診断 (Facility SAQ)、RBA Online (データ管理)、検証評価プログラム (VAP)、RBA 監査協働プログラム/等</p> <p>③ <u>負の影響を停止、防止及び軽減</u>する ⇒The Corrective Action Plan (CAP)、オンラインのサプライヤー研修、RBA メンバー間の協働/等</p> <p>④ <u>実施状況及び結果を追跡調査</u>する ⇒The Corrective Action Plan (CAP)、VAP の Priority Closure (第三者監査)、RBA Online (データ管理)、監査品質管理者 (AQM) /等</p> <p>⑤ 影響に<u>どのように対処したかを伝える</u> ⇒RBA Online Data Monitor (報告フォーマット) RBA 年次報告 (メンバー間の比較・ベンチマーク)、メンバー・コンプライアンス・キット (サプライチェーンにおいて実施が期待される項目のリスト)</p> <p>⑥ 適切な場合<u>是正措置</u>を行う、または是正のために協力する ⇒ステークホルダーとの協議、RBA メンバーによる集团的行動の支援/等</p>
開示	・ DD 実施プロセスの一つである情報開示をサポートするツールを提供。

(出所) Responsible Business Alliance 「Practical Guide to Implementing Responsible Business Conduct Due Diligence in Supply Chains」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成